

研究データの保存等に関するガイドライン

1. 主旨 このガイドラインは、東洋英和女学院大学（以下、「本学」という）における研究活動上の不正行為防止に関する規程第2条第4項に基づき、本学における研究データの保存・開示の運用に当たって必要な事項を定めるものとする。

2. 研究データ保存の目的

(1) 研究の健全化のための研究データの保存は、仮に研究不正の疑義が生じた場合に研究者が自身の活動の正当性を証明するため、あるいは調査に当たる者がオリジナル・データ等を検証することを目的とする。

(2) このガイドラインは、研究者が研究に使われなかったものも含めて、自らの研究活動で生み出されたデータ等をすべて保存することや、このガイドラインを越える保存対象や保存期間を自主的に設定することを妨げるものではない。

3. 保存対象・保存期間・保存方法のガイドライン

(1) 論文等の成果発表の元となった資料（文書、数値データなど）について、当該論文発表後10年間、また、原資料（録画・録音、文献原コピー、回収質問票、試料等）については5年間これを保存するものとする。なお、保存場所については、研究者自身とするが、研究所の研究データに関しては、研究所が責任をもって保存するものとする。

(2) 研究データの管理責任者は、学部においては各学科の主任とし、また研究所においては、研究所長とする。管理責任者は、研究データが適切に保存されているかを年1回書面により確認し、適切に保存が行われていないと判断される場合は、指導を行う。

(3) 紙媒体の資料等について、分量または特性による保管に要するスペースの制約、適正な保存のためのコストが膨大になるなど、止むを得ない事情がある場合には、学長の承認または定めに基づき、合理的な範囲で古いものから廃棄することができるものとする。

(4) 電子化データについては、メタデータ（データに関する情報を記述したデータ）の整理・管理と適切なバックアップの作成により再生可能な形で保存するものとする。

(5) 原資料の保存について、保存/保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものは、上記の期間内であっても廃棄することができるものとする。

4. 研究データの開示

(1) 研究データは、発表された論文等に疑義が呈された場合または最高管理責任者である学長が必要と認める場合、研究者の所属学部の教授会の議に付し必要な範囲について適切な方法で開示しなければならないものとする。

(2) 個人データ等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従う。

5. ガイドラインの改廃

このガイドラインの改廃は、研究コンプライアンス推進委員会の意見を聞き、学長が定める。

附則

このガイドラインは、2018年11月28日から施行する。